道路占用（許可申請・協議）書

令和　　年　　月　　日

串間市道路管理者

串間市長　島田　俊光　様

（申請者）住所

名称

代表者名　　　　　　　　　　　印

連絡先

　道路法（第３２条・第３５条）の規定により、次のとおり道路占用の（許可申請・

協議）をします。

|  |  |
| --- | --- |
| 占用の目的 |  |
| 占用の場所 | 路線名 | 市道 | 車道・歩道・その他 |
| 場所 |  |
| 占用の期間 | 令和　　　年　　　月　　　日から　　　　　　　日間令和　　　年　　　月　　　日まで |
| 占用物件の名称等 | ○名称○規模・規格○数量○構造○工事実施方法 |
| 工事概要※工事を要する場合 | 実施者（直営・請負）　　請負者の場合　　　住所　　　氏名　　　担当者名交通規制（有・無）工法等 |
| 工事の期間 | 令和　　　年　　　月　　　日から　　　　　日間令和　　　年　　　月　　　日まで |
| 道路復旧方法 |  |
| 工事施工同意（関係者） | 住所　　　　　　　　　　　　　　　　氏名住所　　　　　　　　　　　　　　　　氏名 |
| 設計図書等 | 設計書・仕様書・工程表・図面（位置図、平面図、横断図、構造図）現況写真・その他　　　　　　　　　　各１部 |

《　許可の条件　》

１　道路関係法令及び市の規則並びに道路監理員の指示に従うこと。

２　この条件を守らないとき、又は道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じたときは、承認を取り消すことがあること。この場合において、損失の補償はしないこと。

３　占用工事に着手しようとするときは、あらかじめ工事着手届を道路管理者に提出すること。

４　占用工事施行前に、道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第７７条第１項の規定による所轄警察署長の道路使用許可を受けること。

５　占用及び工事中は、道路管理者の指示に従い、現地に道路管理者の承認を受けた旨の表示をすること。

６　占用及び工事中は、道路工事標識、防護柵、赤色灯等を設置し、事故防止に万全の措置を講ずること。また、一般交通その他の公益にできるだけ支障を及ぼさないよう配慮し、特に歩行者及び自転車の通行のための通行帯を確保すること。

７　占用及び工事の施行により路面を汚損したときは、速やかに清掃すること。又、道路等の構造物、その他の施設等を破損したり異常が生じた場合又、第３者に損害を及ぼした場合は、占用者の負担により原形に回復すること。原形復旧後、天災等以外によって路面に凹凸を生じた場合は、再度速やかに原形に復旧させること。

８　占用及び工事に起因して第三者に損害を与え、又は第三者との間に紛争が生じたときは、申請者の負担において損害を賠償し、又は紛争を解決すること。この場合は遅滞なく道路管理者に届け出ること。

９　占用工事が完了したときは、直ちに道路管理者に工事前、工事中及び工事後の写真を添付した工事完了届を提出して、その検査を受けること。

10　占用期間中であっても公益上やむなきとき、又は必要と思われる場合は許可を取り消し、無償で原形復旧させることがある。